

内閣法制局行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第27条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第208号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令<u>第11条第1項</u>の規定に基づき定められた内閣法制局特定秘密保護規程(平成26年12月8日内閣法制局訓令第6号)に基づき管理するものとする。	(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第27条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第208号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令<u>第12条第1項</u>の規定に基づき定められた内閣法制局特定秘密保護規程(平成26年12月8日内閣法制局訓令第6号)に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

原子力防災会議行政文書管理規則 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第28条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた原子力防災会議特定秘密保護規程（平成26年閣原防第30号）に基づき管理するものとする。	第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第28条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた原子力防災会議特定秘密保護規程（平成26年閣原防第30号）に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

人事院行政文書管理規程案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第29条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令<u>第11条第1項</u>の規定に基づき定められた<u>特定秘密の保護措置に関する規程(令和元年事務総長達乙第19号)</u>に基づき管理するものとする。 2 (略)	(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第29条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令<u>第12条第1項</u>の規定に基づき定められた<u>人事院特定秘密保護規程</u>に基づき管理するものとする。 2 (略)

附 則

この規程は、令和2年●月●日から施行する。

内閣府本府行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた内閣府本府特定秘密保護規程(平成26年内閣府訓令第54号)に基づき管理するものとする。	第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた内閣府本府特定秘密保護規程(平成26年内閣府訓令第54号)に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

宮内庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定) <u>削る</u> に基づき管理するものとする。	(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定) <u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた宮内庁特定秘密保護規程(平成26年12月10日宮内庁長官決定)</u> に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

公正取引委員会行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第 1 0 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第 2 4 条） 第 1 0 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第 2 4 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。 以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する 法律施行令（平成 26 年政令第 336 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図る ための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）及び同令第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた公正取引委員会特定秘 密保護規程（平成 26 年公正取引委員会訓令第 10 号）に基づき管理するものとする。 2 （略）	目次 第 1 0 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第 2 4 条） 第 1 0 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第 2 4 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。 以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する 法律施行令（平成 26 年政令第 336 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図る ための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）及び同令第 12 条第 1 項の規定に基づき定められた公正取引委員会特定秘 密保護規程（平成 26 年公正取引委員会訓令第 10 号）に基づき管理するものとする。 2 （略）

附 則
この訓令は、令和 2 年●月●日から施行する。

金融庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第27条の2・第27条の3） 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第27条の2 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた金融庁特定秘密保護規程（平成26年金融庁訓令第49号）に基づき管理するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第27条の2・第27条の3） 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第27条の2 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた金融庁特定秘密保護規程（平成26年金融庁訓令第49号）に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

消費者庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(**傍線部分**は改正部分)

改 正 案	現 行
第 28 条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 336 号。以下「特定秘密保護法施行令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び特定秘密保護法施行令 第 1 1 条第 1 項 の規定に基づき定められた消費者庁特定秘密保護規程（平成 2 6 年 1 2 月 9 日消費者庁長官決定）に基づき管理するものとする。	第 28 条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 336 号。以下「特定秘密保護法施行令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び特定秘密保護法施行令 第 1 2 条第 1 項 の規定に基づき定められた消費者庁特定秘密保護規程（平成 2 6 年 1 2 月 9 日消費者庁長官決定）に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和 2 年●月●日から施行する。

総務省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第31条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。（以下「特定秘密保護法」という。））第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。（以下「特定秘密保護法施行令」という。））、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令 <u>第11条第1項</u> の規定に基づき定められた総務省特定秘密保護規程（平成26年総務省訓令第47号）に基づき管理するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第31条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。（以下「特定秘密保護法」という。））第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。（以下「特定秘密保護法施行令」という。））、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令 <u>第12条第1項</u> の規定に基づき定められた総務省特定秘密保護規程（平成26年総務省訓令第47号）に基づき管理するものとする。

附 則
この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

公害等調整委員会行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第 29 条・第 30 条） 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第 29 条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。） 第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもの のほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号。以下「特定秘密保護法施行 令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び特定秘密保護法施行令 第 11 条第 1 項 の規定に基づき定められた公害 等調整委員会特定秘密保護規程（平成 26 年公害等調整委員会訓令第 4 号）に基づき管理するものとする。	目次 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第 29 条・第 30 条） 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第 29 条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。） 第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもの のほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号。以下「特定秘密保護法施行 令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び特定秘密保護法施行令 第 12 条第 1 項 の規定に基づき定められた公害 等調整委員会特定秘密保護規程（平成 26 年公害等調整委員会訓令第 4 号）に基づき管理するものとする。

附 則
この訓令は、令和 2 年●月●日から施行する。

消防庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第30条～第31条） 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第30条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。（以下「特定秘密保護法」という。））第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。（以下「特定秘密保護法施行令」という。））、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた消防庁特定秘密保護規程（平成26年消防庁訓令第8号）に基づき管理するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第30条～第31条） 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第30条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。（以下「特定秘密保護法」という。））第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。（以下「特定秘密保護法施行令」という。））、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた消防庁特定秘密保護規程（平成26年消防庁訓令第8号）に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

法務省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第32条・第33条） 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第32条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた法務省特定秘密保護規程（平成26年法務省秘総訓第5号大臣訓令）に基づき管理するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第32条・第33条） 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第32条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた法務省特定秘密保護規程（平成26年法務省秘総訓第5号大臣訓令）に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年 月 日から施行する。

公安審査委員会行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)	
改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第30条・第31条） 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第30条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号） <u>及び</u> 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定） <u>（削る）</u> に基づき管理するものとする。 第31条 （略）	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第30条・第31条） 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第30条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号） <u>、</u> 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定） <u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた公安審査委員会特定秘密保護規程（平成26年12月15日公安審査委員会訓令第7号）</u> に基づき管理するものとする。 第31条 （略）
附 則 この訓令は、令和2年●月●日から施行する。	

出入国在留管理庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第 33 条 職員は，特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については，この規則に定めるもののほか，特定秘密保護法，特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号），特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）及び同令第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた出入国在留管理庁特定秘密保護規程（平成 31 年入管庁総訓第 16 号長官訓令）に基づき管理するものとする。 （特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理） 第 34 条 （略）	目次 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第 33 条 職員は，特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については，この規則に定めるもののほか，特定秘密保護法，特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号），特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）及び同令第 12 条第 1 項の規定に基づき定められた出入国在留管理庁特定秘密保護規程（平成 31 年入管庁総訓第 16 号長官訓令）に基づき管理するものとする。 （特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理） 第 34 条 （略）

附 則（令和 2 年●月●日入管庁総訓第●号）
この訓令は，令和 2 年●月●日から施行する。

公安調査庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第33条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた公安調査庁特定秘密保護規程(平成26年公安調査庁訓第11号長官訓令)に基づき管理するものとする。 (特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第34条 (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第33条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた公安調査庁特定秘密保護規程(平成26年公安調査庁訓第11号長官訓令)に基づき管理するものとする。 (特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第34条 (略)

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

最高検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた最高検察庁特定秘密保護規程(平成26年最高検訓第2号検事総長訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

東京高等検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた東京高等検察庁特定秘密保護規程(平成26年東高訓第5号検事長訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の</u> 公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5) (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6) 注意事項</u> ①・② (略)
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

大阪高等検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた大阪高等検察庁特定秘密保護規程(平成26年大阪高検訓令第8号検事長訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

名古屋高等検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削除)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた最高検察庁特定秘密保護規程(平成26年最高検訓第2号検事総長訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

広島高等検察庁行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた広島高等検察庁特定秘密保護規程(平成26年広高訓第8号検事長訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

福岡高等検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた福岡高等検察庁特定秘密保護規程(平成26年福高企訓第568号検事長訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

仙台高等検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた仙台高等検察庁特定秘密保護規程(平成26年仙高訓第7号検事長訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)</u> は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5) (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6) 注意事項</u> ①・② (略)
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

札幌高等検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>削除</u>) 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた札幌高等検察庁特定秘密保護規程(平成26年最高検訓第2号検事総長訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u>以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	(1)・(2) （略） 2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

高松高等検察庁行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>削除</u>) 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)</u> 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。) 及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた高松高等検察庁特定秘密保護規程(平成26年高松高訓令第5号検事長訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
---	---

附 則

この訓令は、令和2年 月 日から施行する。

東京地方検察庁行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密(<u>特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。</u>)以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削除)</u>以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる文書の種類に区分し、それぞれ当該各号に定める基準に従い指定するものとする。	第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた東京地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年東地企第641号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報が記録された行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる文書の種類に区分し、それぞれ当該各号に定める基準に従い指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
---	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

横浜地方検察庁行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 削除 (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(削除以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、<u>特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)</u>第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)<u>で</u> <u>ある情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、</u> <u>特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施</u> <u>行令」という。)</u>、<u>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運</u> <u>用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u>及び <u>同令第12条第1項の規定に基づき定められた横浜地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密</u> <u>保護規程(平成26年横地訓第4号検事総長訓令)に基づき管理するものとする。</u> <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保</u> <u>全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u>以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

さいたま地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第１０章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第３０条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第３１条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成２５年法律第１０８号)第３条第１項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の２種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略) ２～１０ (略) 別表第２ 保存期間満了時の措置の設定基準 １ 基本的考え方 (略) ２ 具体的な移管・廃棄の判断指針 １の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、１の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	目次 第１０章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第３０条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成２５年法律第１０８号。以下「特定秘密保護法」という。)第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成２６年政令第３３６号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成２６年１０月１４日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第１２条第１項の規定に基づき定められたさいたま地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成２６年さい地訓第６号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第３１条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の２種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略) ２～１０ (略) 別表第２ 保存期間満了時の措置の設定基準 １ 基本的考え方 (略) ２ 具体的な移管・廃棄の判断指針 １の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、１の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)

附 則

この訓令は、令和２年●月●日から施行する。

千葉地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>削る</u>)以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた千葉地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年千地検訓第7号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の</u> 公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。</u>)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

水戸地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた水戸地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年第16号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略） 附則 <u>(削る)</u> この訓令は、平成30年4月1日から施行する。	(1)・(2) （略） 2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略） 附則 <u>1</u> この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

宇都宮地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定機密をいう。)以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>削る</u>)以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた宇都宮地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年宇地訓第4号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u>以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

前橋地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>削除</u>以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた最高検察庁特定秘密保護規程(平成26年最高検訓第2号検事総長訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の</u> 公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。</u>)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

静岡地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削除)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた静岡地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年静企訓第278号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の)</u> 公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年 月 日から施行する。

甲府地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた甲府地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年甲地訓第8号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の)</u> 公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

長野地方検察庁行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密(<u>特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。</u>)以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削除)</u>以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (<u>特定秘密である情報を記録する行政文書の管理</u>) 第30条 職員は、特定秘密(<u>特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)</u>第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)</u>、<u>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた長野地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年長地訓第10号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 (<u>特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理</u>) 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u>以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	(1)・(2) （略） 2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

新潟地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた新潟地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年新地訓第6号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

大阪地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(<u>削除</u>以下「秘密文書」という。)</u> は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)</u> 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた大阪地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年大阪地検訓令第3号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

京都地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削除)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた京都地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年京都地検訓令(企)第5号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

神戸地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた神戸地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年企第398号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 削る</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	(1)・(2) （略） 2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	---

附 則

この訓令は、令和2年 月 日から施行する。

奈良地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた奈良地方検察庁特定秘密保護規程(平成26年奈良地検訓令第3号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

大津地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた大津地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年訓令第5号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

和歌山地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた和歌山地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年和地訓第5号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

名古屋地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削除)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた名古屋地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年名地訓第5号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

津地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削除)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた津地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年津地訓第3号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 <u>特定秘密以外の</u> 公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
---	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

岐阜地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>削除</u>) 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた岐阜地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年岐地訓第5号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 (<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u>以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
---	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

福井地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた福井地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年福井地訓第9号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

金沢地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた金沢地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年金地訓第3号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、<u>特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	---

附 則（令和2年●月●日金地企訓第●号）
この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

富山地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた富山地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年富地訓第6号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
---	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

広島地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた最高検察庁特定秘密保護規程(平成26年最高検訓第2号検事総長訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

山口地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(<u>削除</u>以下「秘密文書」という。)</u>は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた山口地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年山口地検訓令第4号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)</u>は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

岡山地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた岡山地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年訓令第6号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	(1)・(2) （略） 2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

鳥取地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた鳥取地方検察庁及び管内検察庁特定秘密保護規程(平成26年鳥地検訓令第1001号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

松江地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた松江地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年訓令第3号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

福岡地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた福岡地方検察庁特定秘密保護規程(平成26年企第386号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 削除 (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書((削る)以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) (削る) (4) (1)～(3)に記載のない文書 (1)から(3)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 (5) 注意事項 ①・② (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 <u>職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた佐賀地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年佐地検企訓第1012号検事正訓令)に基づき管理するものとする。</u> <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)～<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

長崎地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた長崎地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年企訓第187号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	(1)・(2) （略） 2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

大分地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(<u>削除</u>以下「秘密文書」という。)</u> は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた大分地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年大分地検訓令第2号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)</u> は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

熊本地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削除)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた熊本地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年企第1030号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 削る</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
---	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

鹿児島地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(<u>削除</u>以下「秘密文書」という。)</u> は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた鹿児島地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年企画訓第240号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。)</u> 以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

宮崎地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削除)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた宮崎地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年企訓第186号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	(1)・(2) （略） 2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

那覇地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>削除</u>以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた那覇地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年企訓第231号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u>以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
---	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

仙台地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた仙台地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年仙地検訓第7号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	(1)・(2) （略） 2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

福島地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた福島地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年訓第11号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	(1)・(2) （略） 2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

山形地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照 4

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた山形地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年山形地検訓第4号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	(1)・(2) （略） 2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

盛岡地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>削る</u>) 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた盛岡地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年盛岡地検訓第12号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

秋田地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>削る</u>) 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた秋田地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年秋地訓第6号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

青森地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 管理体制（第3条―第8条）	第2章 管理体制（第3条―第8条）
第3章 作成（第9条―第11条）	第3章 作成（第9条―第11条）
第4章 整理（第12条―第14条）	第4章 整理（第12条―第14条）
第5章 保存（第15条―第17条）	第5章 保存（第15条―第17条）
第6章 行政文書ファイル管理簿（第18条・第19条）	第6章 行政文書ファイル管理簿（第18条・第19条）
第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長（第20条―第22条）	第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長（第20条―第22条）
第8章 監査、点検及び管理状況の報告等（第23条―第27条）	第8章 監査、点検及び管理状況の報告等（第23条―第27条）
第9章 研修（第28条・第29条）	第9章 研修（第28条・第29条）
第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第30条（ 削る ））	第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第30条・ <u>第31条</u> ）
第11章 補則（ <u>第31条―第33条</u> ）	第11章 補則（ <u>第32条―第34条</u> ）
附則	附則
（略）	（略）
第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理	第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （ <u>特定秘密である情報を記録する行政文書の管理</u> ）
	<u>第30条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）</u>

(公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第30条 特定秘密<u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略) 2～10 (略) 第11章 補則 (行政文書の接受等の取扱い) 第31条 行政文書の接受、作成、決裁及び施行等については、検事正が別に定めるところによる。 (法令等に基づく特別の定め) 第32条 青森地方検察庁における行政文書の管理に関し、法律又はこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法律又はこれに	<u>である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)</u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた青森地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年青森訓第3号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 (特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略) 2～10 (略) 第11章 補則 (行政文書の接受等の取扱い) 第32条 行政文書の接受、作成、決裁及び施行等については、検事正が別に定めるところによる。 (法令等に基づく特別の定め) 第33条 青森地方検察庁における行政文書の管理に関し、法律又はこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法律又はこれに
--	---

基づく命令の定めるところによる。

(細則)

第33条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(3) (略)

(削る)

(4) (1)から(3)に記載のない文書

(1)から(3)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

(5) 注意事項

①・② (略)

基づく命令の定めるところによる。

(細則)

第34条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)に記載のない文書

(1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

①・② (略)

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

札幌地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(<u>削除</u>)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた札幌地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年札幌地検訓第4号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	---

附 則

この訓令は、令和2年 月 日から施行する。

函館地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた函館地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年函地訓第2号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

旭川地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削除)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略)	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた旭川地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年旭地訓第2号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② （略）	(1)・(2) （略） 2～10 （略） 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 （略） 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) （略） <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② （略）
--	---

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

釧路地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた釧路地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年釧地訓第5号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

高松地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた高松地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年訓令第4号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

徳島地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(<u>削除</u>以下「秘密文書」という。)</u> は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。))第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた徳島地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年訓令第3号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)</u> は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

高知地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密(<u>特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。</u>)以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>削除</u>)以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略) 2～10 (略)	第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた高知地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年高知訓第5号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u>以下「秘密文書」という。)は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。 (1)・(2) (略) 2～10 (略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 特定秘密である情報を記録する行政文書 <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
---	---

附 則

この訓令は、令和2年 月 日から施行する。

松山地方検察庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第30条 <u>削除</u> (公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理) 第31条 特定秘密 <u>(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。)</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>(削る)</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u> 第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた松山地方検察庁及び管内区検察庁特定秘密保護規程(平成26年訓令第5号検事正訓令)に基づき管理するものとする。 <u>(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)</u> 第31条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(<u>特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。</u> 以下「秘密文書」という。) は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(5)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削る)</u> <u>(4)</u> (1)から<u>(3)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(3)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(5)</u> 注意事項 ①・② (略)	(1)・(2) (略) 2～10 (略) 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～<u>(6)</u>に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書</u> <u>特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(5)</u> (1)から<u>(4)</u>に記載のない文書 (1)から<u>(4)</u>に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。 <u>(6)</u> 注意事項 ①・② (略)
--	--

附 則

この訓令は、令和2年 月 日から施行する。

外務省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第 29 条 特定秘密である情報を記録する行政文書の管理 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）及び同令第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた外務省特定秘密保護規程に基づき管理するものとする。	目次 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第 29 条 特定秘密である情報を記録する行政文書の管理 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）及び同令第 12 条第 1 項の規定に基づき定められた外務省特定秘密保護規程に基づき管理するものとする。

附 則
この訓令は、令和 2 年●月●日から施行する。

財務省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第 1 0 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理(第 2 9 条－第 3 0 条) 第 1 0 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報が記録された行政文書の管理) 第 2 9 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令 <u>第 1 1 条第 1 項</u> の規定に基づき定められた財務省特定秘密保護規程（平成 2 6 年財務省訓令第 3 0 号）に基づき管理するものとする。	目次 第 1 0 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理(第 2 9 条－第 3 0 条) 第 1 0 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報が記録された行政文書の管理) 第 2 9 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）及び同令 <u>第 1 2 条第 1 項</u> の規定に基づき定められた財務省特定秘密保護規程（平成 2 6 年財務省訓令第 3 0 号）に基づき管理するものとする。

附 則
この訓令は、令和 2 年●月●日から施行する。

国税庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報が記録された行政文書の管理） 第 29 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。 以下同じ。）である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）及び同令第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた国税庁特定秘密保護 規程（平成 26 年国税庁訓令第 26 号）に基づき管理するものとする。 （特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報が記録された行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）の管理） 第 30 条 （略）	目次 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報が記録された行政文書の管理） 第 29 条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。 以下同じ。）である情報が記録された行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）及び同令第 12 条第 1 項の規定に基づき定められた国税庁特定秘密保護 規程（平成 26 年国税庁訓令第 26 号）に基づき管理するものとする。 （特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報が記録された行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）の管理） 第 30 条 （略）

附 則
この訓令は、令和 2 年●月●日から施行する。

文部科学省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第二十九条・第三十条） 第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第二十九条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び同令 第十一条第一項 の規定に基づき定められた文部科学省における特定秘密の保護に関する規程に基づき管理するものとする。	目次 第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第二十九条・第三十条） 第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第二十九条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び同令 第十二条第一項 の規定に基づき定められた文部科学省における特定秘密の保護に関する規程に基づき管理するものとする。

附 則
この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

厚生労働省行政文書管理規則の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省行政文書管理規則（平成23年厚生労働省訓第20号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第29条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた厚生労働省特定秘密保護規程（平成26年厚生労働省訓第38号）に基づき管理するものとする。	（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第29条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた厚生労働省特定秘密保護規程（平成26年厚生労働省訓第38号）に基づき管理するものとする。

農林水産省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第26条 特定秘密である情報を記録する行政文書については、特定秘密保護関係法令等（特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）並びに同令 <u>第11条第1項</u>の規定に基づき定められた農林水産省特定秘密保護規程（平成26年農林水産省訓令第16号） <u>（削る）</u> 及び水産庁特定秘密保護規程（平成26年水産庁訓令第3号）をいう。別表第2において同じ。）に定めるもののほか、この訓令に基づき管理するものとする。	(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第26条 特定秘密である情報を記録する行政文書については、特定秘密保護関係法令等（特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）並びに同令 <u>第12条第1項</u>の規定に基づき定められた農林水産省特定秘密保護規程（平成26年農林水産省訓令第16号） <u>、林野庁特定秘密保護規程（平成26年林野庁訓令第3号）</u> 及び水産庁特定秘密保護規程（平成26年水産庁訓令第3号）をいう。別表第2において同じ。）に定めるもののほか、この訓令に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

経済産業省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改 正 案	現 行
第1条～第29条 (略) 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令 <u>第11条第1項</u> の規定に基づき定められた経済産業省における特定秘密の管理に関する規程(20141210総第1号)に基づき管理するものとする。	第1条～第29条 (略) 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令 <u>第12条第1項</u> の規定に基づき定められた経済産業省における特定秘密の管理に関する規程(20141210総第1号)に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

資源エネルギー庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改 正 案	現 行
第30条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令 第11条第1項 の規定に基づき定められた資源エネルギー庁における特定秘密の管理に関する規程（20141210 資庁第4号）に基づき管理するものとする。	第30条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令 <u>第12条第1項</u> の規定に基づき定められた資源エネルギー庁における特定秘密の管理に関する規程（20141210 資庁第4号）に基づき管理するものとする。

附 則 この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

特許庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令 <u>第11条第1項</u>の規定に基づき定められた特許庁特定秘密管理規程(2014.12.10特許9)に基づき管理するものとする。	(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令 <u>第12条第1項</u>の規定に基づき定められた特許庁特定秘密管理規程(2014.12.10特許9)に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

中小企業庁行政文書管理規則 新旧対照表（案）

中小企業庁行政文書管理規則（平成23・03・15中庁第2号）の一部を次のとおり改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
平成23・03・15中庁第2号 20140609中庁第1号 20150319中庁第2号 20170703中庁第5号 20180329中庁第4号 20190329中庁第3号 <u>2020●●●●中庁第●号</u> 中 小 企 業 庁	平成23・03・15中庁第2号 20140609中庁第1号 20150319中庁第2号 20170703中庁第5号 20180329中庁第4号 20190329中庁第3号 <u>新設</u> 中 小 企 業 庁
第1条～第29条（略）	第1条～第29条（略）
第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理	第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理
（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）	（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）
第30条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号） 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政 文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する	第30条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号） 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する 行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護

法律施行令（平成２６年政令第３３６号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成２６年１０月１４日閣議決定）及び同令 <u>第１１条第１項</u> の規定に基づき定められた中小企業庁における特定秘密の管理に関する規程（２０１４１２１０中庁第４号）に基づき管理するものとする。 第３１条～第３４条（略） <u>附 則（２０２０●●●●中庁第●号）</u> <u>この訓令は、令和２年●月●日から施行する。</u> 別表第１～別表第２（略）	に関する法律施行令（平成２６年政令第３３６号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成２６年１０月１４日閣議決定）及び同令 <u>第１２条第１項</u> の規定に基づき定められた中小企業庁における特定秘密の管理に関する規程（２０１４１２１０中庁第４号）に基づき管理するものとする。 第３１条～第３４条（略） <u>新設</u> 別表第１～別表第２（略）
--	--

国土交通省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第10章公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)、<u>同令第11条第1項の規定に基づき定められた国土交通省特定秘密保護規程(平成26年12月9日国土交通省訓令第40号)、(削る) 気象庁特定秘密保護規程(平成26年12月10日気象庁訓令第14号)及び海上保安庁における特定秘密の保護に関する訓令(平成26年12月9日海上保安庁訓令第25号)並びに運輸安全委員会特定秘密保護規程(平成26年12月10日運輸安全委員会訓令第3号)</u>に基づき管理するものとする。	第10章公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定) <u>及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた国土交通省特定秘密保護規程(平成26年12月9日国土交通省訓令第40号)、観光庁特定秘密保護規程(平成26年12月9日観光庁訓令第6号)、気象庁特定秘密保護規程(平成26年12月10日気象庁訓令第14号)、運輸安全委員会特定秘密保護規程(平成26年12月10日運輸安全委員会訓令第3号)及び海上保安庁における特定秘密の保護に関する訓令(平成26年12月9日海上保安庁訓令第25号)</u>に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。

環境省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第 28 条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）及び同令第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた環境省特定秘密保護規程（平成 26 年環境省訓令第 48 号）に基づき管理するものとする。	第 10 章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第 28 条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 26 年政令第 336 号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）及び同令第 12 条第 1 項の規定に基づき定められた環境省特定秘密保護規程（平成 26 年環境省訓令第 48 号）に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和 2 年●月●日から施行する。

原子力規制委員会行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第28条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた原子力規制委員会特定秘密保護規程（平成26年12月8日原子力規制委員会決定）に基づき管理するものとする。	目次 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (特定秘密である情報を記録する行政文書の管理) 第28条 職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この規則に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた原子力規制委員会特定秘密保護規程（平成26年12月8日原子力規制委員会決定）に基づき管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年●月●日から施行する。